主な指摘事項【特定施設入居者生活介護・介護予防特定施設入居者生活介護】

区分	項目	内容	文書指摘 件数
運営	内容及び手続の説明 及び同意	重要事項説明書及び契約書(以下「契約書等」)について、下記の点につき修正・追記を行うこと。今後については、修正・追記を行った契約書等にて同意を得ること。すでに同意を得た利用者については、修正・追記があることを説明し同意を得ること。 ・従業者の員数について、実際の内容との間で齟齬が見られたため、実態に即した記載とすること。 ・従業者の職務の内容について記載すること。 ・利用料金に係る利用者負担割合の記載について、1割、2割及び3割のいずれの場合についても記載すること。 ・法定代理受領サービスに該当しない指定特定施設入居者生活介護に係る利用料の支払を受けた場合(償還払い)について、利用者に対してサービス提供証明書を交付する旨を明記すること。 ・入浴の回数について、契約書等と運営規程との間で記載内容が異なるため、統一した内容とすること。 ・苦情に対する相談窓口について、保険者(明石市)についても記載すること。 ・非常災害対策について記載すること。 ・記録の保存期間が2年間となっているため、完結の日から5年間とすること。	2件
運営	介護	自ら入浴が困難な利用者の入浴回数について、運営規程では1週間に3回以上と規定しているが、この回数を満たしていない利用者が複数見られたため、運営規程に規定する入浴回数を満たすこと。また、利用者自身の事情により、やむを得ず予定していた入浴又は清しきができない場合は、その理由を記録に残すこと。	1件
運営	運営規程	運営規程について、下記の点につき追記を行うこと。また、運営規程の変更については、変更届の提出が必要なため、市高齢者総合支援室宛てに変更届を提出すること。 ・記録の保存期間がサービスを提供した日から5年間となっているため、完結の日から5年間とすること。	1件

計4件